

介護保険システム等標準化検討会
指定都市要件分科会（第1回）
令和5年9月28日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 指定都市要件分科会（第1回）

第1回指定都市要件検討分科会の進め方

令和5年9月28日
事務局提出資料

1. 指定都市要件検討分科会の設置に至る経緯

- 介護保険システム等標準化検討会第1回(令和5年5月25日開催)で提示した主な検討論点のうち、指定都市に係る要件は、以下のとおりとなっております。 ※黄色マーカーの箇所

- ・指定都市要件の「成案」で、第2.1版に反映済の機能(16件)について、指定都市以外の市区町村への適用
「標準仕様の指定都市における課題等検討会」による対応ではあるが、指定都市に限定されない要件も多数見受けられたところ、反映にあたってはWTにおける検討や全国意見照会を行えなかったことから指定都市のみの要件として第2.1版に反映しているため。
- ・指定都市要件の「再検討」(145件)について、必要な要件を追加
上記について、「改定の時期は、令和5年度中(予定)」としている。

- 「再検討」等に関する指定都市要件の検討は、デジタル庁より各業務の検討会において検討することとされていることを踏まえ、具体的な進め方について調整を進めてまいりました。
- 指定都市要件の検討においては、厚生労働省と調整し、生田座長と協議の上、指定都市要件に係る構成員により効果的に検討が行えるように、指定都市要件検討分科会を設置することといたしました。

介護保険システム等標準化検討会 開催要綱 ※抜粋 黄色マーカー箇所

6 その他

- (1) 介護保険システム等標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の庶務は、「地方自治体における情報システム(介護保険)の標準仕様書改定に向けた調査研究等」の受託事業者である日本コンピューター株式会社が事務局として処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、介護保険システム等標準化検討会、ワーキングチーム及びベンダ分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。

2. 指定都市要件検討分科会の運営概要①

○ 指定都市要件検討分科会の構成員及びオブザーバ等は、以下の構成で参加調整を進めております。

分類	構成員等	選定の考え方
有識者	生田氏(座長)、後藤氏	検討会の有識者も構成員とする
自治体	横浜市、川崎市、名古屋市、 大阪市、堺市、神戸市	効果的に議論するために、検討会構成員である川崎市の他に、これまでの意見照会にて多くの意見をいただいた自治体等から、分科会への参加を打診し承諾をいただいた5市を加えた6市とする
ベンダ	日本電気株式会社 株式会社日立システムズ 富士通Japan株式会社	検討会のベンダ構成員8社のうち、過去のヒアリングにて指定都市に対して標準拠システムの対応を予定していると回答のあった3社とする
オブザーバ	デジタル庁、総務省、 厚生労働省	検討会と同様とするが、参加は任意とする
議事進行	事務局	検討会と同様とする

- ※ 自治体構成員とはならない指定都市については、全国意見照会(令和6年1月予定)にて確認をしていただく。
合わせて、ベンダ構成員に含まれていない指定都市向けの標準化対応をされるベンダに対しては、現行の指定都市より当該ベンダに対して、必要に応じて確認をしていただく。
- ※ 指定都市以外の市町村へ適用する機能の選定については、指定都市要件が固まった後、別途従来のWTにおいて検討する。
この際、ベンダ構成員に対しても確認する。
- ※ 指定都市要件検討分科会の開催要綱、構成員名簿は別途作成する。

2. 指定都市要件検討分科会の運営概要②

○ 指定都市要件の要件整理における前提

令和7年度末までに標準準拠システムへ移行する必要があることや、議論を前進させる必要があることから、検討対象とする要件や内容については、事前に、以下の考え方により事務局において整理しております。

No	整理の前提内容	理由・補足
1	<u>原則帳票レイアウトを定めないこととしている一覽帳票等の追加や、標準化の対象外としている市町村独自の助成事業に関する要件等は、検討の対象外としている。</u>	<p><一覽帳票等について> 介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)「第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件」(3)一覽管理機能について」および「(6)外部帳票と内部帳票について」にて、標準仕様として定めないことを記載している。</p> <p><市町村独自の助成事業に関する要件等について> 介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)第1章 本仕様書について 2. 対象 (2) 対象分野(P6)にて標準化範囲外とすることを記載しており、独自施策システムの構築で対応は可能となっている。</p> <p>どうしても検討対象にする必要があるものは、令和8年度以降の検討とする。</p>
2	<u>帳票追加に関する意見のうち、外部帳票に位置づけられる帳票は、協力いただける指定都市にてレイアウト案等を準備いただける場合に限り、事務局にて帳票レイアウト等を用意する。協力いただけない・準備いただけない場合は、検討の対象外とする。</u>	これまでの検討においては外部帳票は省令様式や参考様式等として、厚生労働省より示された帳票レイアウトを基に作成し意見照会等を経て、標準仕様として規定済である。今回「再検討」で上げられている帳票は参考様式等のレイアウトは示されておらず、各自治体が独自に作成された帳票となるため、検討にあたり、スムーズな検討や策定のためには、指定都市にてレイアウト案等を準備いただくことが必要不可欠である。
3	<u>機能の追加・変更のうち、EUC機能を利用し対応できるものや外付けシステムでの対応を想定しているものについては、検討の対象外としている。</u>	介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)「第3章 機能・帳票要件 1. 機能・帳票要件」(3)一覽管理機能について」および「(4)EUC機能の要件について」にて、標準仕様における一覽管理機能やEUC機能の考えや方針を記載している。
4	<u>実装区分を「○:標準オプション機能」から「◎:実装必須機能」へ変更する要件のうち、指定都市要件のみならず、中核市や特別区等の大規模自治体でも使用する機能については、指定都市要件としては検討の対象外とする。</u>	介護保険システム標準仕様書【第2.1版】(本編)第1章 本仕様書について 3. 本仕様書の内容「(1)標準化範囲内の類型」の「表1-3 類型の考え方」にて記載しているとおり、「団体によっては、業務上の必要性が認められる／実装が望ましい」要件に該当するため。 指定都市のみに該当する機能の場合は、指定都市要件として規定するか検討する。
5	以下に該当するものも検討対象外としている。 ・検討課題として管理済の内容に該当 ・データ要件・連携要件、共通機能等に該当 ・画面要件(標準化範囲外)に該当	※ 検討対象の整理において、左記に該当する場合があったため、「第2回介護保険システム等標準化検討会(9/15)資料4」の内容から追記している。

3. 検討スケジュール①

○ 指定都市要件検討分科会における検討は、原則、WEB+対面で行うこととし、スケジュールは以下としております。

No	分科会等	担当者/関係者	対応概要
1	準備	事務局	検討対象とする要件のみを記載した「指定都市要件検討一覧」を作成する。 ① 機能要件化が可能と考えられる要件は、素案内容を踏まえて、第3.0版案の機能要件を記載する。 ② 内容が不透明等の理由により機能要件化が難しい要件は、検討論点を記載する。
2	第1回分科会	構成員(指定都市、ベンダ)／事務局	○ 9月21日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 9月28日(木)13:30-15:00 (WEB+対面) 開催
3	対応案の確認①	構成員(指定都市、ベンダ)	○ 10月19日(木)17:30期限で、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を確認し、受入可否・コメントを記載し提出
4	意見集約/仕様書反映	事務局	○ 10月19日 への意見を「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」に反映
5	対応案の確認②	構成員(指定都市、ベンダ)	○ 11月2日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 11月24日(金)17:30期限で、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を確認し、受入可否・コメントを記載し提出
6	意見集約/仕様書反映	事務局	○ 11月24日 への意見を「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」に反映
7	第2回分科会	構成員(指定都市、ベンダ)／事務局	○ 12月14日(木)までに、「指定都市要件検討一覧」、「第3.0版案」の検討資料を構成員・オブザーバへ送付 ○ 12月21日(木)13:30-15:00 (WEB+対面) 開催 ○ 12月27日(水)17:30期限で意見があれば提出 ⇒意見反映した結果は、年明けに共有
8	—	—	標準仕様書【第3.0版】案にて、全国意見照会(R6.1.29～R6.2.9予定)を行う。

9

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

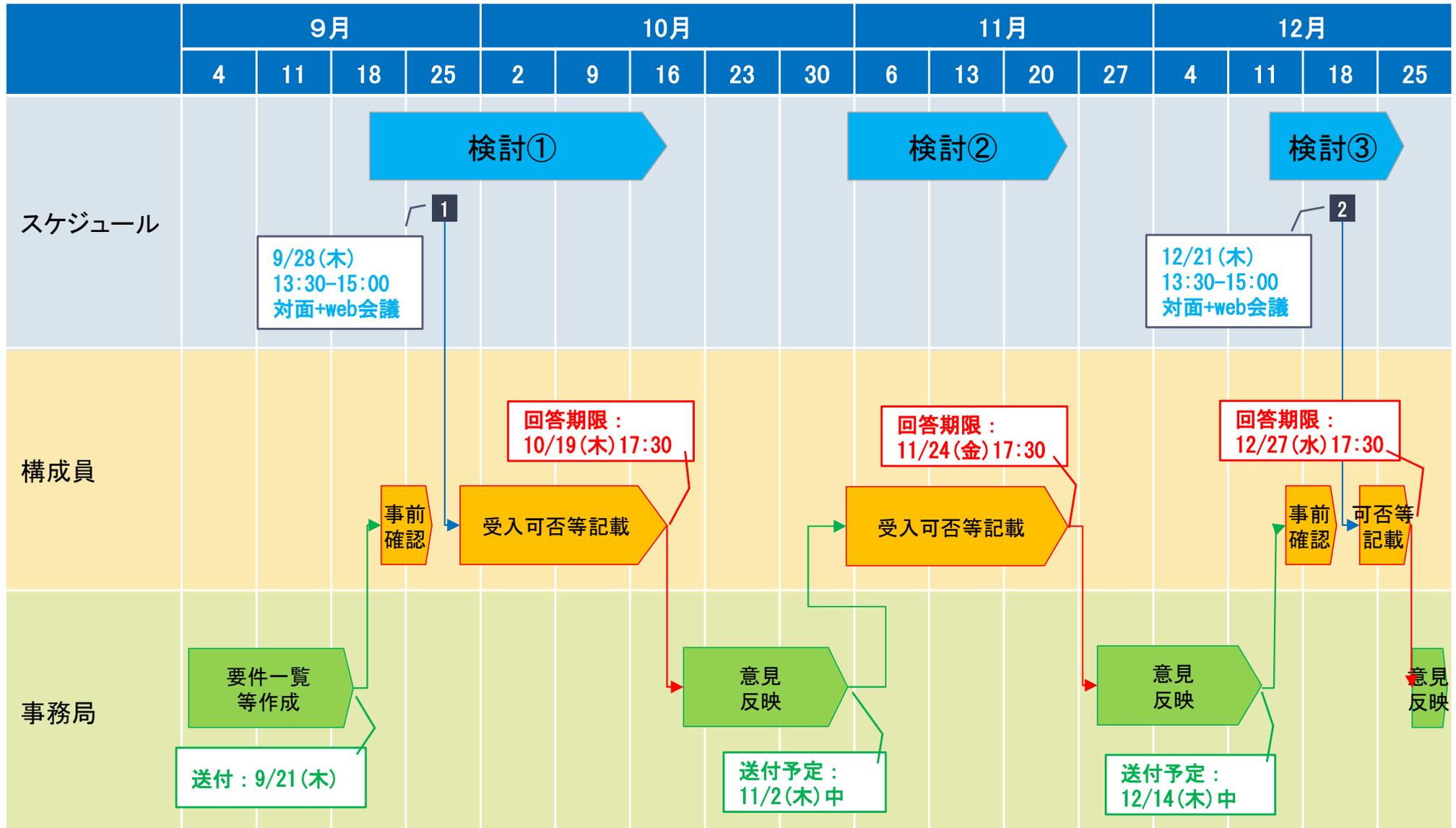
12

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

- 資料の送付
- 分科会の開催
- 意見の提出期限

3. 検討スケジュール②

○ 以下のスケジュールで検討を進める予定としております。指定都市要件検討分科会の構成員におきましては、分科会資料の事前確認、web会議へのご参加、受入可否等の記載回答をお願いいたします。



4. 第1回分科会の検討の進め方

- 令和4年度の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」(デジタル庁にて実施)にて示された検討方法等により、協議された結果、「再検討」と振り分けられた145件を確認し、P3の要件整理における前提をもとに仕分けを行いました。

区分	件数	区分概要	
検討	7	指定都市要件として検討するもの	
検討(条件あり)	7	構成員から帳票要件の案が提示されれば検討するもの(前提内容No.2)	
確認中	2	厚生労働省にて法令の解釈等を確認中のもの	
検討対象外	66	P3に記載の「整理の前提内容」により検討対象外とするもの	
(内訳)	前提内容No.1	10	一覧帳票等の追加や、市町村独自の助成事業に関するもの
	前提内容No.3	34	EUC機能を利用し対応できるものや外付けシステムでの対応を想定しているもの
	前提内容No.4	13	中核市や特別区等の大規模自治体でも使用する機能
	前提内容No.5	9	検討課題で管理済、データ要件・連携要件、共通機能等、画面要件に該当するもの
規定済	63	介護保険システム標準仕様書【第2.1版】の機能・帳票要件にて記載済のもの	

- 当分科会では、「検討」「検討(条件あり)」の16件の要件に対して、事務局において検討方針を記載し、「検討」の要件においては第3.0版案を記載しております。
- 会議終了後に、各構成員には、各要件に対して受入可否及びコメントを記載していただくこととなります。
- 最終的には、16件のうち全構成員の合意を得たものを指定都市要件として採用することとしております。

5. 第1回分科会後の対応事項

- 各構成員には、会議終了後に各要件(全16件)に対して受入可否及びコメントを記載していただくこととなります。具体的な記入方法は以下のとおりとなります。

記入項目	記入内容	記入条件
受入可否	「受入可」・「受入不可」より選択する ※未選択の場合は、「受入可」として取扱います	記入必須
受入不可箇所	「機能」・「適合基準日」・「機能+適合基準日」より選択する	「受入可」の場合は、記入不要 「受入不可」の場合は、 記入必須
受入不可理由	受入不可とする具体的理由を記入する ※記入の際、セル幅は必要に応じて広げてください	
受入可能内容	受入可能とするための見直し案の内容を記入する ※記入の際、セル幅は必要に応じて広げてください	
質問・補足等	自由記入する ※記入の際、セル幅は必要に応じて広げてください	記入任意

記入例

事務局 3.0版案						事務局	ご意見記入箇所				
大項目	機能	実装 類型	要件の考え方・理由	備考(改版内容等)	適合 基準日		検討分類	受入 可否	受入不可 箇所	受入不可理由	受入可能内容
3 保険料 賦課	<機能ID 0230384に補足として追記> 月割賦課更正を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。	○	当機能要件にて、介護保険法第200条の2に依い、過年度分の保険料における賦課決定可否等も確認することを想定している。		令和9年4月1日	検討	受入可				指定都市に限らず、すべての自治体で必要な補記ではないか。
1 介護保 険共通	<指定都市要件として新規追加> 対象者の検索において、以下の項目のうち、複数を入力し検索した場合のみ検索結果が表示できること。 ・被保険者番号 ・宛番号 ・氏名カナ ・氏名漢字 ・生年月日(西暦・和暦) ・住所 ・住所方書 ・世帯番号 ※ 入力対象とする項目はパラメタ等で設定できること。	○	人口規模や大量処理のために必要な機能		令和9年4月1日	検討	受入不可	機能	対象とする項目を限定してほしい。	以下の4項目としてほしい。 ・被保険者番号 ・宛番号 ・生年月日(西暦・和暦) ・世帯番号	

- 上記に加え、「検討(条件あり)」と仕分けしたものについては、検討方針に記載のとおり、帳票レイアウト案や要件として規定されたい内容を具体的に回答と合わせてご提示をお願いします。
- 事務局において、構成員からの受入可否等の意見集約を行い、検討②や第2回分科会に向け、検討方針や第3.0版案の修正(見え消し)を記載します。

